

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に対する意見募集に係る結果について

	意見	意見に対する考え方
1	すでに特例措置を受けているところが不利にならないように、改正するのだろうと思われませんが、そういうことでしょうか？ 概要での記載内容は、一般人には極めて理解が難しい書きぶりです。もう少しわかりやすい書き方にしていただけると助かります。	本命令案は、既に面積特例が適用されている地域についても、面積特例を適用しない場合の待機児童数に基づき、面積特例の適用対象となるか否かを判断することとなるものであるため、既に特例措置を受けている地域について不利となるものではございません。御指摘の点については、今後の参考といたします。